

借金させてまで契約迫る「お金儲け」の強引な勧誘

【問】「簡単なスマホ操作だけで1カ月に100万円以上稼ぐことができる」という副業サイトに登録したら、電話がかかってきて「2カ月間のサポート付きの副業の方法を説明するテキストデータ」を購入するために100万円の契約を勧められた。私は働き始めて1年ほどで貯金もないので「お金がないので契約できない」と断ったが、「1カ月以内に必ず返済できる」と強引に勧められ、断り切れずに契約してしまった。購入費用についても、電話をつないだまま2件の消費者金融に行くよう指示され、50万円ずつ計100万円の借金をして、個人名義の口座に100万円支払ってしまった。電話を切った後、落ち着いて考えると、100万円も必ずもうかるなどとは思えない。支払った100万円を取り戻すことはできないでしょうか。 (19歳女性)

～若者からの相談が増加～

【答】「副業サイト」「投資ソフト」など、お金もうけに関する契約の勧誘を受けた消費者が、「(元手となる)お金がない」と言って断っているにもかかわらず、「すぐにもうかって返済できるから」と、借金やクレジット契約をさせてまで強引に契約を結ばせようとする手口に関する相談が増えており、特に10代後半から20代の若者からの相談が増加しています。

▽悪質な勧誘の事例

相談事例でよくみられる悪質な勧誘方法としては、次のようなものがあります。

- ①「お金が支払えない」と断っているのに貸金業者の店舗に強引に行かせる。
- ②使用目的や職業、年収等について、嘘(うそ)をつかせて借金をさせる。
- ③学生など安定した収入のない人に対して勧誘を行う。
- ④返済能力を超えた高額な契約をさせる。

▽借金をしてまで契約すべきものか考える

そもそも、投資や副業等において、「必ずもうかる」という保証はありません。ですから投資は、原則として余裕資金で行うものであり、借金をしてまで行うものではありません。

「必ずもうかるから借金は返せる」と言われても、初期費用を回収できるか十分な見込みがないのに多額の借金を抱えることは、極めてリスクの高い行為なのです。

「みんな借りている」「すぐにお金を取り返せる」などと言われても、うのみにせず、副業等の事業を始めるのに必要とされる資金を、言われるままに借金をしてまで支払うことはやめましょう。

▽嘘についての借金

借金やクレジット契約をする際に、使用目的や職業、年収について嘘をつくように言われたとしても、絶対に耳を貸さないください。それは、貸金業者をだましてお金を借りる行為であり、詐欺行為にあたる可能性があります。

▽契約を取り消すには

今回の相談者は19歳で、契約の時点ですでに成人しているため、未成年者取り消しはできません。一方、電話で勧誘されて契約をしているので、電話勧誘販売に該当し、クーリングオフ(契約から8日間)

が可能と考え、手続きを助言しました。

振り込んでしまった大金を取り戻すため、早急に関係機関の協力を得る必要があると考え、振込先の金融機関や警察、場合により弁護士に相談することも勧めました。その結果、幸いにも今回は振り込んだお金を取り戻すことができたと聞いています。

▽「18歳で大人」に

民法の改正で2022年4月、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年になると、親などの法定代理人の同意なく、自分自身の責任で契約できる反面、未成年者に認められる契約の取り消しができません。

トラブルにあった時や不安に思った時には、できるだけ早く「消費者ホットライン（局番なしの188）」などに電話をして相談してください。

筆者ひとこと

勧誘を断る際は、「お金がないから…」ではなく、「いりません」ときっぱり断りましょう。

(県消費生活センター)